

公の施設「名張市青少年センター」の管理の方針について

1. 施設名称

施設名	名張市青少年センター
所在地	名張市松崎町1325番地1

2. 所管部署

施設の設置目的 事業等の概要	<施設の設置目的> 青少年の健全育成及び文化振興を図るとともに、住民福祉の向上に資するために設置 <事業等の概要> ・施設利用の許可、その取消し、利用の制限その他利用に関する業務 ・施設利用料金の徴収、返還その他利用料金に関する業務 ・施設及び付属設備機器の適切な保守点検の実施による維持管理及び修繕に関する業務 ・芸術文化の振興に資する施策を推進するために自主事業検討機関として設置された運営委員会を運営する業務 ・主催事業の企画及び実施に関する業務 ・施設の利用促進を図るため、利用者の利便性及び集客率を高める業務 ・市との連絡調整及び事業報告に関する業務
所管部署	教育委員会事務局 文化生涯学習室

3. 現在の管理状況

指定管理者名	株式会社 アドバンスコープ
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日

4. 令和8年度以降の管理の方針

名張市青少年センターの管理運営に当たっては、「青少年の健全育成及び文化振興を図るとともに、住民福祉の向上に資する」ことを基本とし、市民の芸術文化活動を支える拠点施設として、公演芸術を通じて文化振興の核となり、多様で優れた文化芸術の鑑賞機会の提供、市民の芸術文化活動への支援、文化の育成、観客の開拓をするとともに、質の高いサービスの提供と管理運営費の縮減等、積極的な事業展開を図ることを運営方針としています。

民間事業者等がこれまで培ってきたノウハウを活用し、多様化する住民ニーズに対するサービスの向上や経費抑制、また、主催事業の企画・実施による施設の有効活用及び稼働率の向上など、より多くの効果や利用者の満足度向上が期待されることから、指定管理者制度を活用した施設の管理運営を行います。

5. 指定管理の実施時期

実施時期	令和8年4月1日～令和11年3月31日
------	---------------------

6. 特記事項

公募による指定管理者候補者の選定

(理由)

公平性を担保し、競争原理に基づいた候補者選定を行うことで、より効果的な事業運営や市民サービスの向上、また、より効率的な施設運営の提案が期待できることから、公募することとします。

指定管理期間について、今期までは5年間としていましたが、現在、利用料の見直しを検討していることから、次期については利用状況の動向を見極めるため、3年間とします。

公の施設「名張市青少年センター」の指定管理者制度活用に係る検討内容

(部室名) 教育委員会事務局 文化生涯学習室

1. 指定管理者制度の有効活用の検討

(1) 施設概要、現在の運営状況

ア. 所在地：〒518-0722 三重県名張市松崎町1325番地1

イ. 設置目的

青少年の健全育成及び文化振興を図るとともに、住民福祉の向上に資するために
設置

ウ. 施設の概要

建設：昭和58年11月20日開館

平成6年9月30日一部増築

構造：鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根4階建

延床面積：2,869.40㎡

敷地面積：3,623.93㎡

駐車場：名張市民センターと共用 約130台

施設内容：・ホール（客席714席）

・舞台（間口14m、奥行13.7m、高さ8m）

・オーケストラピット（間口10.2m、奥行3.37m）

・研修室 ・楽屋1 ・和室

・リハーサル室 ・楽屋3 ・音楽練習室

エ. 現在の運営状況

令和3年度から、株式会社アドバンスコープが指定管理者として施設管理運営を行っています。利用者サービスの向上と充実した主催事業の開催により、施設利用者の増加と施設稼働率の向上が図られています。

なお、令和3年4月1日から5年間、株式会社アドバンスコープをネーミングライツパートナーに決定し、通常使用する施設名称を【a d s ホール】としています。

(2) 施設設置に関連する法律・条例等

ア. 名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例

イ. 名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(3) 他市の類似施設の事例

ア. 伊賀市

施設名／伊賀市文化会館、青山ホール、あやま文化センター

指定管理者名／公益財団法人 伊賀市文化都市協会 ※非公募

指定管理期間／令和3年4月1日～令和8年3月31日

イ. ア以外の市

◇四日市市

施設名／四日市市文化会館

指定管理者名／公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団 ※非公募

指定管理期間／令和6年4月1日～令和11年3月31日

◇伊勢市

施設名／伊勢市観光文化会館

指定管理者名／株式会社 ケイミックスパブリックビジネス

指定管理期間／令和6年4月1日～令和11年3月31日

※ネーミングライツ導入：シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢

◇亀山市

施設名／亀山市文化会館

指定管理者名／公益財団法人 亀山市地域社会振興会 ※非公募

指定管理期間／令和6年4月1日～令和11年3月31日

2. 指定管理者制度の活用により期待できる効果等

(1) 施設の効果的・効率的な管理運営が図られているか。

文化会館の管理運営及び文化事業の展開という独特なジャンルに対する事業を、民間の知識を生かして活発に取り組み、利用者の増加と稼働率の向上が図られています。

(2) 市民サービスの向上が図られているか。

施設の効率的、効果的な利用促進に向け、民間事業者の柔軟なノウハウを活用し、指定管理者独自の事業展開により、恒例的な主催事業をこなすとともに、メディア媒体を効果的に使った活発なイベント開催のPRに取り組み、たくさんの集客を得ています。

市民のニーズを把握した上で、充実した文化事業を展開するとともに、気軽に施設の利用ができる広報活動も行い、常に市民が文化会館に集まる状況を確立しています。

(3) 経費抑制等の効果が図られているか。

古い施設ではありますが、文化会館としての機能は十分に備えられており、限られた予算の中で、施設の維持管理に努め、併せて市民の意見を反映させながら満足が得られ

るような事業を計画・展開しています。

大規模修繕を未然に防ぐための軽微な施設修繕に早期にかつ積極的に取り組むなど、施設の管理運営経費について抑制効果が図られています。

(4) 予算措置の考え方（利用料金制、指定管理料、財源等）

指定管理料は、指定管理者に行わせる業務の範囲や内容、管理業務やサービス等に対する要求水準をもとに、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を積算するとともに、利用料金収入等を勘案し、様式3のとおり予算措置をします。

なお、指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めないこととします。

施設の管理運営業務に係る収支状況

様式3

施設名 名張市青少年センター

(単位：千円)

区分	項目	R5 決算額	R6 決算見込額	R7 予算額	3か年度 平均 (消費税率 10%で換算)	R8 (施設所管室積 算案) (A) ※消費税率10%	備考	R7 (財政経営室協 議済み額) (B) ※消費税率10%
収入	利用料金収入	8,582	8,905	8,000	8,496	9,000	施設使用料収入	9,500
	事業収入等	7,043	13,956	12,100	11,033	14,000	自主事業収入	10,000
	市指定管理料収入	28,518	28,518	28,518	28,518	37,435	指定管理料	31,265
	雑収入	2,285	113	150	849	115	友の会会費等雑収入	115
	一般財源				0			
					0			
					0			
	収入合計	46,428	51,492	48,768	48,896	60,550		50,880
支出	人件費	23,615	24,954	20,600	23,056	18,275	人件費、社会保険料等	14,750
	事務費	1,336	1,132	1,491	1,319	1,130	事務消耗品費、通信費等	1,130
	事業費	4,933	14,668	11,000	10,200	14,000	自主事業に係る経費	9,000
	管理費	22,518	23,113	19,567	21,732	27,145	委託料、光熱水費等	26,000
					0			
					0			
					0			
					0			
	支出合計	52,402	63,867	52,658	56,307	60,550		50,880
	収支	-5,974	-12,375	-3,890	-7,411	0		0